

生ごみを減らしましょう！

家庭用生ごみ処理機等購入費助成金について(ご案内)

家庭から出る可燃ごみのうち約30%が「生ごみ」とされています。君津市では生ごみの減量化を図るとともに、ごみ処理に対する認識を高めるため、家庭用の生ごみ処理機等を購入し、生ごみを肥料化したものを利用することができる方に対して、購入費用の一部を助成しています。

種類	生ごみ処理機	生ごみ肥料化容器 (コンポスト・EM容器)
概要	発酵、乾燥等の方法により、生ごみを分解させて、その容量を減少し、肥料化できる機械	微生物等の活動により、生ごみを分解させて、その容量を減少し、肥料化できる容器
台数制限	1世帯につき、 5年間に1台まで	1世帯につき、 1年間に1台まで
助成額	購入額の2分の1の額（1,000円未満は切り捨て） なお、予算枠に達する場合は、その額まで。	
	20,000円を限度	3,000円を限度
助成対象	次の条件を全て満たす方 1. 申請する年度中に生ごみ処理機等を購入された方 2. 君津市に住民登録があること（法人を除く） 3. 肥料化した生ごみを有効利用できること	

注意事項

- ・ 申請受付は先着順とし、助成金の予算枠に達した時点で受付を終了します。
- ・ 助成金を希望する方は、生ごみ処理機等を購入した年度の3月15日までに必要書類を市役所へ提出してください。
- ・ 同居世帯は1世帯とみなします。
- ・ 請求書の氏名と振込口座名義は同一にする必要があります。

助成の流れ

購入

家庭用生ごみ処理機等を購入

※ご購入予定の方は、事前に環境衛生課まで確認をお願いします。

※交換用フィルター等、本体以外の購入品は助成対象外です。

申請

市役所へ申請に必要な書類を提出

※受付は先着順です。その年度の助成金の予算枠に達した時点で受付を終了します。

確定

- 決定または却下の通知が郵送で届きます。
- 交付決定の場合、通知からおよそ1か月後に指定口座へ振込となります

申請に必要な書類

- 交付申請書（第1号様式）
- 住民票の写し
 - ※交付申請書に同意があり、市が確認できる場合は省略可能
- 領収書等の購入確認ができる書類の写し
（購入日、処理機等本体の金額がわかるのもの）
- 生ごみ処理機等を設置した写真
- 生ごみの減量効果が分かる書類の写し
（仕様書やホームページのサイトの写し等）
- 交付請求書（第3号様式） **※押印必須**
- 申請者の振込先が分かるものの写し

問合せ先

君津市 経済環境部 環境衛生課

住所 君津市久保2丁目13番1号

電話 0439-56-1224